

電子認証局会議 設立趣意書

(2006年9月11日準備会決定)

2001年4月の電子署名法(電子署名及び認証業務に関する法律)施行以来、電子署名が付与された電子文書が、記名・押印がなされた紙の書面と同等の価値を持つ事となりました。インターネットが普及した現代において、公開鍵暗号基盤(以下、PKI)技術を利用した電子署名は、私たちの信頼の拠り所といえます。

しかし、現在わが国の電子署名の利用は未だ草創期にあり、その技術の完成度に対して実務での利用が十分には進んでいない状況にあります。急速に進行するわが国の高度情報化社会では、成りすましによる事件やフィッシング詐欺事件、情報や書面の偽造、偽装が多発し、国民の信頼を揺るがせる事態も起きています。こうした事態に的確に対応するためには、PKI 技術を利用した電子署名をはじめとする最新の技術や制度を適切に活用することが急務といえます。

そこで、全国の認定認証局は、電子署名がわが国の経済、生活の健全化と安定性をもたらすものとなり、また、認定認証局が国民共有のセキュリティを支える信頼の拠り所としてあるべき機能、役割を果たすべく、力を合わせるためにここに集まりました。私たちは、各地で運営する認定認証局を中心的会員とする全国的な集まりです。私たちは、この集まりを「電子認証局会議」と命名し、ここに設立するものとします。

私たち認定認証局は、電子署名の活用を広げ、その有用性について社会的理解を深めるために広く関係団体などと連携・協力し、電子署名の仕組みの理解を促進するとともに、同時に、現状に甘んじることなく、事業活動や経済活動に利用される安全で便利なセキュリティ基盤となるよう、改善と工夫を重ねてゆくことを決意します。

(電子認証局会議の目的)

電子認証局会議は、電子署名と、その基礎となる PKI 技術の利用促進を目指して、次の目的を持って活動する。

第1 認定認証局をはじめとする事業者との情報交流

認定認証局をはじめとして各事業者のもつ様々な情報を交換し、相互の発展、拡大、活性化のために協力する。

第2 特定認証業務及びその認定に対する政策提言

電子署名法、同法施行規則、認証局認定基準等、認定認証局をめぐる法制度、規則、基準に対して、検討を加え、より合理的なものとするべく提言することで、認証局の発展に寄与する。

第3 電子署名の利活用拡大に向けた調査研究

電子署名システムや PKI に関する技術、制度、運用方法、ビジネススキーム、ビジネスモ

デル、様々な応用活用の方法などを調査研究し、電子署名の利活用の拡大に寄与する。

第4 普及・啓発活動

電子署名の普及、啓発、利用促進のため、相互に協力して広く国民の理解促進と利用、体験機会提供のための活動を行う。

第5 政府関係機関との意見交流

電子署名の普及、促進のため、政府関係機関と積極的に意見交流し、様々な法改正や制度整備、利用促進のための施策実現を働きかける。

第6 他団体との連携

電子署名や時刻認証業務などの普及を目指して活動する土業認証局(賛助会員)その他の団体との連携を図り、共同行動を提起するなどして、より効果的な電子署名の普及、利用促進を目指す。

(組織運営)

電子認証局会議は、正会員として参加した認定認証局の代表による総意によって、重要な課題を決定するものとする。このほか関連事業者を広く賛助会員とし、協力関係を確立する。

その総意を諮る会議を総会とし、その下部に企画運営会議を設置する。企画運営会議は参加可能な認証局によって構成するものとする。

電子認証局会議は、研究団体としての専門部会を設ける。当面は、

技術専門部会

業務推進部会

の2つの部会を設ける。

なお、認定認証局のうち4つの土業認証局は利用団体としての性格が強いため、賛助会員として参加するものとする。

以上の目的の下、ここに参集した認定認証局の総意により、本「電子認証局会議」を設立するものである。

設立発起人一同